

目次

【全自教について】	
全自教とは	… 2
会長挨拶	… 3
協会情報	… 4
教習内容	… 5
指導員	… 6
全自教加盟について	
全自教加盟のメリット	… 7
入会までの流れ	… 7
会費等	… 7
令和4年度及び直近の主な活動（予定）	… 8
【各種教習・講習】	
特定教習	… 9
原付講習	… 9
ペーパードライバー教習	… 9
企業ドライバー研修	… 10
外国免許切替 Conversion	… 10
高齢者講習	… 11
【加盟教習所】	
アイコンの説明	… 12
北海道ブロック	… 12
関東・東北ブロック	… 12
中部・近畿ブロック	… 14
中国・四国ブロック	… 15
九州・沖縄ブロック	… 16
【協会詳細情報】	
定款	… 18
役員名簿	… 26
【全自教所在地、WebSite、SNS等】	… 27

全自教について

全自教（一般社団法人 全国届出自動車教習所協会）とは・・・

全国の特定届出自動車教習所／届出自動車教習所を会員とする団体で、昭和58（1983）年設立、平成24（2012）年に現団体名となりました。

当協会では、警察庁の指導のもと、各加盟教習所の資質と教習水準の向上を目的とした事業を展開し、各教習所が「地域における交通安全教育センター」として優良ドライバーを育成するサポートを行っています。

■ 全国届出自動車教習所協会運営重点

基本方針 人と環境に優しく規範意識の高い交通社会人の育成

- 重点推進事項
1. 適正で円滑な教習業務の徹底と教習指導力の向上
 2. 個人情報保護等管理体制の強化と規律の保持
 3. 教習生個々の特性に応じたきめ細かい教習と心の教育の徹底
 4. こどもと高齢者に対する思いやりと交通マナー教育の徹底
 5. 免許取得者教育の充実と卒業生に対する継続事後指導の強化
 6. 地域における交通安全教育センターとしての活動強化

■ 協会スローガン

1. われわれ協会員は公共的社会的性の高い使命と誇りを持ち、安全運転者育成・交通事故防止に貢献しよう。
2. われわれ協会員は公安委員会との連携を密にして、適正にして且つ効率の高い教習に努めよう。

【全自教について】

会長挨拶



自動車は社会を便利に、そして豊かにし、人々に幸福をもたらします。しかし、ひと度、自動車で事故を起こしてしまったら、何の罪もない誰かを不幸にするだけでなく、その方の人生を狂わせてしまうことにもつながりかねないのです。

〔全自教〕は1983（昭和58年）の設立（*）以来、全国で優良ドライバーの育成を通じて、安全な交通環境づくりに力を尽くして参りました。優良ドライバーとは、安全運転に必要な知識と運転技能を兼ね備えただけでなく、思いやりの心を持ち、正しい交通モラルとマナーを身に付けたドライバーのことです。

道路は自動車だけのものではありません。歩行者・車いす・ベビーカー・自転車等さまざまな方々が安心して共存できる、そんな交通社会の姿を〔全自教〕は目指しています。

これから免許を取得される方も、既に免許をお持ちの方も、〔全自教〕の考え方にご共感いただければ幸いです。

※前身の社団法人設立年

一般社団法人 全国届出自動車教習所協会

会長 竹村 郡徳

【全自教について】

協会情報

■ 名称

一般社団法人全国届出自動車教習所協会（略称：全自教）

■ 目的

自動車の運転に関する技能及び知識について教習を行っている施設で道路交通法第99条第1項に規定の指定自動車教習所以外の自動車教習所（以下「届出自動車教習所」という。）における自動車の運転に関する技能及び知識についての教習（以下「教習」という。）その他の運転者教育の健全な促進を図り、もって交通の安全と円滑に寄与することを目的とする。

■ 事業内容

- (1) 届出自動車教習所の運営管理に関する調査研究
- (2) 自動車教習並びに施設教材等の改善に関する調査研究
- (3) 自動車運転に関する教習方法の水準を高めるための調査研究
- (4) 交通道徳の高揚に関する諸施策の実施
- (5) 届出自動車教習所指導員（職員）の教育訓練の実施
- (6) 自動車運転の教習に関する図書の編集及び発行並びに教材等の共同調達
- (7) 交通安全教育及び交通安全運動に関する諸施策の実施
- (8) 警察機関その他の行政機関及び関係諸団体との連絡協調
- (9) 優良会員等の表彰
- (10) その他この協会の目的を達成するために必要な事業

■ 法人設立の年月日

昭和58年10月6日

（平成24年4月1日社団法人全国自動車運転教育協会より名称変更）

■ 定款 18頁参照

■ 役員名簿 26頁参照

【全自教について】

教習内容

全自教加盟教習所では、正しい交通モラルとマナーを身に付け、安全運転に必要な知識と運転技能を兼ね備えた優良ドライバーになっていただくために、各種プログラムをご用意しています。

新規取得の方には、「教習原簿」を使用し、お一人おひとりに合わせた体系的でフレキシブルな教習を行い、スムーズでリーズナブルな免許取得をサポートいたします。

■ 実施プログラム

新規取得	普通一種・普通二種・準中型・中型一種・中型二種
	大型一種・大型二種・けん引・大型特殊
	普通二輪・大型二輪
	特定教習
	取得時講習
	高齢者講習
	原付講習
	外国免許切替 Conversion
	ペーパードライバー教習
	企業ドライバー研修

■ 加盟教習所で受講するメリット

全自教加盟教習所では、受講される方それぞれの特性に合わせたフレキシブルなメニューで教習を行います。

運転知識・技術の習得度合いや得手不得手は、人によって大きく異なります。

そのため加盟教習所では、一律的なカリキュラムによって教習時間を設定するのではなく、個々の苦手部分をオリジナルメニューで重点的に改善し、試験合格レベルに達するまできめ細やかな個別指導を行っています。結果として、効率的・効果的にスキルアップが図れるのです。

【全自教について】

指導員

全自教では、皆さまに安心して受講していただけるよう、指導員の資質に必要な5項目を「指導員心得」と定めて徹底しています。

また、毎年「全自教指導員研修会」を各地で開催しているほか、自動車安全運転センター中央研修所に指導員を派遣するなど、指導員の教習指導力の向上に努めています

■ 指導員心得

1. 職責の自覚

安全な交通社会人を育成する社会的使命と責任の職責を自覚する。

1. 実力の向上

指導能力の向上を図り指導員として運転技能及び法令の習得につとめ実力の向上を図る。

1. 教習生の応接

教習生一人ひとりの特性を把握し適性に応じた効果的な教習と適切な応接につとめる。

1. 交通事故の防止

業務の内外を問わず自ら交通法規を遵守し交通安全に心がけ交通事故防止につとめる。

1. 品性の保持

言語、態度、服装など教育者にふさわしい品性の保持につとめる。

■ 全自教指導員研修会

警察庁・各都道府県警察の担当官や外部講師を招いて毎年開催している研修会で、指導員が最新の交通情勢、法令、事故事例、先進技術などを習得したり、情報交換をする貴重な場となっています。

研修会



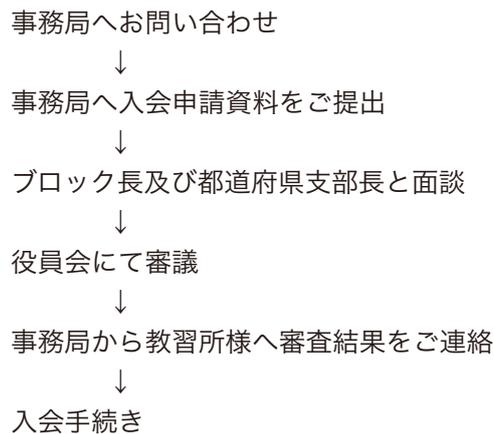
【全自教について】

全自教加盟について

■ 全自教加盟のメリット

- ・協会に加盟していることで社会的信用が得られます。
- ・警察庁及び関係機関から各種情報をいち早く得ることが出来ます。
- ・全自教主催の各種研修会に参加することにより指導員の資質向上を図ることが出来ます。
- ・特定教習指導員、高齢者講習指導員、運転技能検査員、等々の資格取得のためのサポートを受けられます。
- ・8ナンバー車の取得が可能です（一定の条件あり）。
- ・教材を共同調達により安価に購入することが出来ます。
- ・相談できる仲間が近くにいます。

■ 入会までの流れ



■ 会費等

特定届出教習所	入会金	250,000円	月会費	10,000円
届出教習所	入会金	250,000円	月会費	7,000円

※ 上記と別にブロック会費がありますのでお問い合わせ下さい。

詳しくは協会事務局までお問い合わせ下さい。

TEL：03-5980-8026

MAIL：office03@zenjikyoo.com

【全自教について】

令和4年度及び直近の主な活動（予定）

時期（令和4年）	活動内容
3月	警察庁へ技能試験の受験機会拡大に関する要望書を提出 (上述における対応として3月に事務連絡、5月に通達が発出されました)
4月	春の全国交通安全運動への協賛
6月	協会総会
9月	秋の全国交通安全運動への協賛
11月	協会加盟校全指導員の資質向上を図るための座学研修
11月	交通事故被害者団体へ寄付
秋～冬（不定期）	協会加盟校全指導員の資質向上を図るための都道府県別実技研修
毎月	会員ニュースを発行
年2回	会報を発行
（令和5年）	
1月	都道府県運転免許試験場における技能試験の待ち状況調査

【各種教習・講習】

■ 特定教習と取得時講習

特定教習

免許を新規取得する方が本免技能試験の前に受講しておく、合格当日に免許証が交付されます。「応急救護処置教習」「危険予測教習」「高速教習」の3課程で、「特定届出自動車教習所」で実施しています。

教習が受けられる加盟校は、12頁～参照

取得時講習

本免技能試験前に「特定教習」を受けていない方については、免許証の交付は合格当日ではなく、後日「取得時講習」を受けた後になります。内容は「応急救護処置講習」「普通車講習（危険予測・高速運転）」（普通第一種免許の場合）です。

■ 原付講習

原付免許を取得する方が受けなければならない講習で、原動機付自転車の操作方法・走行方法と安全運転に必要な知識の講習です。

講習が受けられる加盟校は、12頁～参照

■ ペーパードライバー教習

頑張ってせっかく免許を取ったのに、しばらく運転する機会がなかったり、運転に不安を感じている方には、ペーパードライバー教習を受けていただくことをお勧めします。

運転全般にまったく自信のない方も、ある部分（例えば車庫入れ等）が特に苦手な方もいらっしゃいます。

正しい運転技術を再確認して、自信をもってハンドルを握っていただけるように、全自教加盟教習所では、それぞれの方の苦手箇所に合わせて個別プランによる教習を行っています。

各種教習・講習が受けられる加盟校は、12頁～参照

北海道ブロック	12頁
関東・東北ブロック	12頁
中部・近畿ブロック	14頁
中国・四国ブロック	15頁
九州・沖縄ブロック	16頁

【各種教習・講習】

■ 企業ドライバー研修

企業を取り巻くリスクは様々な形で存在しており、現代社会でのリスクマネジメントの重要度は一段と増しています。

交通に関するリスクもそのひとつであり、万が一、社用車等で交通違反や事故が発生した場合には、企業に責任が生じるだけでなく、計り知れない企業ダメージを受けることにもつながりかねません。

従業員の方々の交通違反・事故を未然に防止し、リスクマネジメントの一助としていただくため、〔全自教〕加盟教習所では企業ドライバー研修を実施しています。

企業ドライバー研修は「人間ドック」的な点検の機会として捉え、定期的に受講していただくことが最も効果的です。

各企業様のご要望を詳しくお伺いした上で、最適な研修のご提案をさせていただきますので、お気軽にご相談ください。

当協会では、2003年「企業ドライバーに対する安全運転教育のあり方に関する検討委員会」（委員長：日大名誉教授長江啓泰先生）において、運転免許取得者教育の中でも、日常業務として車を運転し交通事故に遭遇する危険性の高い企業ドライバー教育について調査研究を実施し、それを基に企業の要望に合わせたより効果的な企業研修に積極的に取り組んでおります。

■ 外国免許切替 Conversion

外国で取得した運転免許証から日本の運転免許証に切り替えるには、住所地の免許試験場で知識確認・技能確認を受けることが必要です。（一部の国等については免除されます）

スムーズに免許切替を行うために、〔全自教〕加盟教習所で事前練習を受けて、日本の交通ルールに慣れていただくことをお勧めします。

※詳しい切替の要件や手続きについては、各免許試験場にご確認ください。

Conversion

To convert your foreign driver's license to a Japanese one, you have to receive the examination of knowledge and practical driving skills. (Depending on the issuing country etc. of your license, you will be exempted from the examination.)

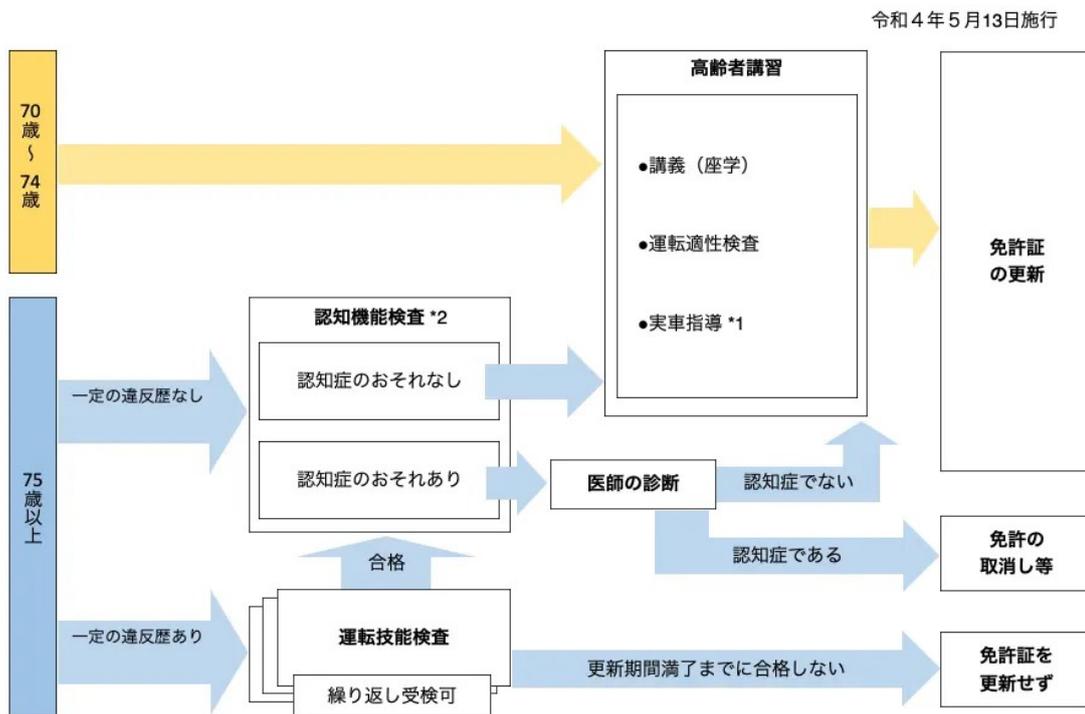
Before the examination, we recommend you to receive training in a driving school of ZENJIKYO, our Society.

【各種教習・講習】

■ 高齢者講習・認知機能検査・運転技能検査

運転免許証の更新期間満了日（誕生日の1か月後の日）の年齢が70歳以上の方は更新にあたり、下図の講習及び検査を受けていただく必要があります。
約190日前にお知らせはがきが届きますので、お早めにお申し込みください。

高齢者講習・認知機能検査・運転技能検査が受けられる当協会の加盟校は12頁～参照



*1 運転技能検査の対象の方及び、保有免許が原付・二輪・小特・大特のみの方は実車指導はありません。

*2 認知症に関する医師の診断書を提出することで認知機能検査に代えることができます。

<サポートカー限定免許の制度が設けられました>

日常生活において自主返納が難しい高齢者等にとっての選択肢として、本人の申請により、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等の機能が備えられたサポートカーのみ運転できる条件を免許に付すことが可能になりました。

【加盟教習所】

アイコンの説明	
★： 特定届出自動車教習所（特定教習実施校）	
四輪第一種	普通第一種 準中型 中型第一種 大型第一種
四輪第二種	普通第二種 中型第二種 大型第二種
自動二輪	普通二輪 大型二輪
その他	大型特殊 けん引 原付講習 高齢者講習 外国免許切替 Conversion
※ 条件付きで実施できる課程も含まれます。詳しくは各加盟校へお問い合わせください。	

北海道ブロック				
北海道				
所在地	教習所名	特定	取扱課程	電話番号
札幌市	北海道西自動車学園			011-694-5585
札幌市	(有) 札幌自動車学園	★		011-694-5111
札幌市	苗穂自動車学校	★		011-682-0021
札幌市	札幌中の島自動車学園	★		011-663-4500
旭川市	(株)花咲自動車学校	★		0166-55-6255
釧路市	(株)釧路自動車専門教習所	★		0154-57-5777
関東・東北ブロック				
福島県				
所在地	教習所名	特定	取扱課程	電話番号
福島市	吾妻自動車教習所	★		024-591-1825
茨城県				
所在地	教習所名	特定	取扱課程	電話番号

つくば市	つくばドライビングスクール	★	    中 中	029-857-5030
東京都				
所在地	教習所名	特定	取扱課程	電話番号
新宿区	新宿自動車学校	★	  	03-5225-1703
杉並区	荻窪自動車学校	★	  	03-3398-3157
豊島区	FCA Driving School	★	  準 	080-5400-5809
豊島区	アクセルモータースクール		  	03-5950-2621
世田谷区	下北沢自動車学校			03-3795-9680
品川区	横浜ドライビングスクール	★	 (←特定教習のみ実施)	03-5463-9901
立川市	新京王自動車教習所	★	  	042-523-8132
日野市	(有)サカイ ドライビングスクール	★	  	042-361-0808
千葉県				
所在地	教習所名	特定	取扱課程	電話番号
浦安市	わかば自動車学校		  	050-2018-0210
埼玉県				
所在地	教習所名	特定	取扱課程	電話番号
さいたま市	KM自動車教習所	★	   	048-856-2150
さいたま市	埼玉自動車教習所	★	 (←特定教習のみ実施) 	048-622-5321
さいたま市	ニュードライバーズスクール自動車教習所		 	048-622-8811
鴻巣市	太陽商事株式会社運転教育センター	★	   準 中 大 大  引    	048-577-7800
入間郡	ソハドライビングスクール		 	049-227-6260
神奈川県				
所在地	教習所名	特定	取扱課程	電話番号

横浜市	三ッ境自動車教習所	★	     	045-363-5441
横浜市	(株)二俣川自動車学校	★	   準 中 中 大 大  引  	045-391-1341
新潟県				
所在地	教習所名	特定	取扱課程	電話番号
長岡市	星自動車教習所	★	  	0258-22-1496
長岡市	野口自動車教習所	★	  	0258-22-1403
長岡市	志田自動車教習所	★	  	0258-22-3509
北蒲原郡	土田自動車教習所	★	  準 大  	025-256-2401
山梨県				
所在地	教習所名	特定	取扱課程	電話番号
甲府市	米山自動車教習所	★	  準 	055-241-4006
甲府市	きょうしま自動車教習所	★	  準 	055-288-1106
甲斐市	北星自動車教習所	★	  準  	055-276-8710
韮崎市	田原自動車教習所	★	  	0551-22-5695
都留市	ツルモータースクール	★	  	0554-37-0426
静岡県				
所在地	教習所名	特定	取扱課程	電話番号
静岡市	静岡自動車教習所	★	  	054-346-2929
浜松市	合格屋自動車教習所	★	  準 	053-586-0543
中部・近畿ブロック				
岐阜県				
所在地	教習所名	特定	取扱課程	電話番号
岐阜市	長良自動車教習所	★	      	058-232-7845
岐阜市	福富自動車教習所	★	    準 中 中 大 大  引  	058-229-1124

下呂市	(有)益田自動車教習所	★	  	0576-52-2105
多治見市	(株)美坂自動車学校	★	  	0572-22-8511
大阪府				
所在地	教習所名	特定	取扱課程	電話番号
大阪市	加美自動車教習所	★	    準 中 中 大 大  引  	06-6792-7122
兵庫県				
所在地	教習所名	特定	取扱課程	電話番号
神戸市	アイン・カースクール	★	    準 大  引  	078-967-6652
奈良県				
所在地	教習所名	特定	取扱課程	電話番号
大和高田市	高田自動車練習所	★	 	0745-21-5000
橿原市	みやとドライバースクール	★	  準  	0744-20-0877
橿原市	橿原自動車教習所	★	   (小型)  準 中 中 大 大 引   	0744-29-8155
和歌山県				
所在地	教習所名	特定	取扱課程	電話番号
和歌山市	西山ドライビングスクール	★		073-475-5541
和歌山市	ドライビングスクール有功	★	  	073-461-3131
岩出市	岩出カースクール	★	 	0736-62-8486
有田郡	ゆあさドライビングスクール	★	 	0737-23-8855
田辺市	中万呂自動車教習所	★		0739-33-9977
中国・四国ブロック				
岡山県				
所在地	教習所名	特定	取扱課程	電話番号

岡山市	ライセンス・プロジェクト・スタッフ		  準 	0867-26-0018
広島県				
所在地	教習所名	特定	取扱課程	電話番号
福山市	広神自動車教習所			084-951-2600
東広島市	ニューチーム石田自動車教習所	★	    	0823-82-4262
世羅郡	世羅自動車教習所	★	  	0847-22-0761
庄原市	庄原自動車教習所	★	  	0824-72-0965
庄原市	東城自動車教習所	★	   	08477-2-0392
安芸高田市	吉田自動車教習所	★	   	0826-42-1355
九州・沖縄ブロック				
福岡県				
所在地	教習所名	特定	取扱課程	電話番号
福岡市	はかた自動車教習所	★	    	092-504-3441
福岡市	野間自動車教習場	★	 (取直しのみ)  	092-551-5215
大分県				
所在地	教習所名	特定	取扱課程	電話番号
大分市	大分運転免許スクール	★	  	097-523-2112
長崎県				
所在地	教習所名	特定	取扱課程	電話番号
大村市	太陽自動車教習所	★	    中 準 中 大 大  引  	0957-52-2757
大村市	上野自動車教習所		  	0957-55-7629
大村市	のむら自動車教習所			090-6630-5669
壱岐市	壱岐市自動車教習所	★	    	0920-47-0633
対馬市	対馬市巖原自動車教習所	★	  (小型)  	0920-52-0920
南松浦郡	上五島地区自動車教習所	★	  (小型)  	0959-42-0098

熊本県				
所在地	教習所名	特定	取扱課程	電話番号
宇城市	(株)豊福自動車教習所	★	    中 大   	0964-33-0506
上益城郡	矢部自動車学校	★	  (講習のみ)  	0967-72-0389
宮崎県				
所在地	教習所名	特定	取扱課程	電話番号
宮崎市	花ヶ島自動車学校	★	   	0985-39-3030
宮崎市	南九州自動車教習所	★	 	0985-39-0373
宮崎市	中央自動車教習所	★	 大 大 	0985-30-9811
宮崎市	まさよし自動車教習所	★	 引 	0985-74-0937
宮崎市	田平自動車教習所	★	 	0985-28-7188
延岡市	文化自動車教習所	★	 	0982-21-1668
鹿児島県				
所在地	教習所名	特定	取扱課程	電話番号
始良市	国分中央自動車練習所	★	 	0995-73-4050
大島郡	南部大島自動車学校	★	    引 	0997-72-2896
大島郡	龍郷自動車学校	★	    	0997-62-2400
大島郡	喜界自動車学校	★	    	0997-65-2196
大島郡	沖永良部自動車学校	★	   中  	0997-93-2061
沖縄県				
所在地	教習所名	特定	取扱課程	電話番号
島尻郡	(有)仲里自動車学校	★	      	098-985-8132

【協会詳細情報】

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は一般社団法人全国届出自動車教習所協会（以下「協会」という。）と称する。

2 協会の略称は「全自教」とする

(事務所)

第2条 協会の主たる事務所は、東京都豊島区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、自動車の運転に関する技能及び知識について教習を行っている施設で道路交通法第99条第1項に規定の指定自動車教習所以外の自動車教習所（以下「届出自動車教習所」という。）における自動車の運転に関する技能及び知識についての教習（以下「教習」という。）その他の運転者教育の健全な促進を図り、もって交通の安全と円滑に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 届出自動車教習所の運営管理に関する調査研究
- (2) 自動車教習並びに施設教材等の改善に関する調査研究
- (3) 自動車運転に関する教習方法の水準を高めるための調査研究
- (4) 交通道德の高揚に関する諸施策の実施
- (5) 届出自動車教習所指導員（職員）の教育訓練の実施
- (6) 自動車運転の教習に関する図書の編集及び発行並びに教材等の共同調達
- (7) 交通安全教育及び交通安全運動に関する諸施策の実施
- (8) 警察機関その他の関係行政機関及び関係諸団体との連絡協調
- (9) 優良会員等の表彰
- (10) その他この協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国で行う。

第3章 会員

(会員の資格及び法人の構成員)

第5条 協会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 届出自動車教習所を設置する者で第3条の目的に賛同して入会したもの
 - (2) 特別会員 協会の事業に特に功労があった者又は学識経験者で理事会において推薦されて入会したもの
 - (3) 賛助会員 協会の事業に賛同する個人又は団体でこの会に入会したもの
- 2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 協会の会員になろうとするものは、理事会において別に定めるところにより、入会申込書を会

長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 正会員にあっては、協会に対してその権利を行使する代表者1人（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

（経費の負担）

第7条 会員は、総会において別に定めるところにより、入会金を納入しなければならない。

2 協会の事業活動に必要な費用に充てるため、会員は総会において別に定める納入方法により、毎事業年度に会費を納入しなければならない。

3 協会の運営上特に必要がある場合においては、総会の議決を経て、会員から臨時に運営費を徴収することができる。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（会員の資格喪失）

第9条 前条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) この定款、又は規則に違反する行為があったとき。
- (2) 会費の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (3) 協会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為があったとき。
- (4) 会員が死亡し、又は解散したとき。
- (5) 総正会員が同意したとき。

（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）

第10条 会員が前条の規定により資格を喪失したときは、協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない

2 協会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費その他の提出金品は返還しない。

第4章 役員

（役員及び監事の設置）

第11条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上20名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 会長、副会長を法人法上の代表理事とする。

4 専務理事を常勤の理事とし、法人法第91条第1項第2号上の業務を執行する理事（以下、「業務執行理事」という。）とする。

（役員を選任）

第12条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

（理事の職務及び権限）

第13条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、協会を代表し、業務を統括する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定める代行順位に従い、会長の職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、協会の業務を執行する。
- 5 全ての理事は、法令及び定款並びに総会の決議を遵守し、協会のために忠実にその職務を行わなければならない。
- 6 法人法上、会長・副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を越える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなくてはならない。

(監事の職務及び権限)

- 第14条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第15条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 任期中に交代した役員の任期は、前任者の残任期間とする。また、増員した理事の任期は、他の現任者の残任期間とする。
 - 4 理事又は監事は第11条第1項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

- 第16条 理事及び監事は総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

- 第17条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、定時総会において定める総額の範囲内で、定時総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

- 第18条 協会は法人法第114条の規定により、理事及び監事の法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

(顧問)

- 第19条 協会に、顧問を若干名置くことができる。
- 2 顧問は、学識経験者の中から、理事会の決議により、会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、会長の諮問に答え、又は会議に対して意見を述べるることができる。

第5章 総会

(構成)

- 第20条 総会はすべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第21条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (4) 事業報告及び貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 総会においては、第23条第3項の書面に記載した目的たる事項以外の事項は、決議することができない。ただし、法人法第49条第3項ただし書きの場合は除く。

(開催)

第22条 総会は、定時総会として毎事業年度に1回、前事業年度終了後90日以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第23条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開会の日の10日前までに、書面をもって通知しなければならない。ただし、理事会の決議に基づき、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使できるとされた場合は、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選任する。

(議決権)

第25条 総会における議決権は、1正会員につき1個とする。

(定足数)

第26条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席をもって成立する。

(決議)

第27条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面による議決権の行使)

第28条 総会の招集にあたって、理事会の決議に基づき、総会に出席できない正会員が、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使できるものとする。この場合において、当該書面

によって行使された議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

2 正会員は、総会出席正会員の代理人に、議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第29条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員又は理事の中から議長が指名する議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する

第6章 理事会

(種別)

第30条 協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

(開催)

第32条 理事会は、毎事業年度に4箇月を越える間隔で2回以上召集する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は臨時に理事会を開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。
- (3) 監事から、法人法第101条の規定に基づき、会長に召集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき、又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の目的たる事項並びに日時及び場所を示して、開催の10日前までに、書面をもって通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第35条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前条の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該決議について特別の利害関係を有する理事を除く。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときは除く。）は、当

該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び出席した監事は、前項の議事録に署名する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金
- (2) 会費
- (3) 寄付財産
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第39条 協会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は理事会の決議による

(経費の支弁)

第40条 協会の経費は、資産をもってあける。

(事業年度)

第41条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 協会の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなくてはならない。

2 前項の総会の承認を得た事業計画書及び収支予算書の変更は、理事会の決議により行う。

3 第1項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告の書類を主たる事務所に5年間備え置き、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第44条 協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 委員会

(委員会)

第45条 協会は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の決議により委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について調査研究し、又は審議する。

3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会において定める。

第9章 事務局

(事務局)

第46条 協会に、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議により会長が任免する。

4 事務局及び職員に関する必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の4分の3以上の議決を得て、変更することができる。

(解散)

第48条 協会は、総会において、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の4分の3以上の議決を得て、又はその他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第49条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人もしくは公益財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子広告をすることができない場合は、官報に記載する方法による。

第12章 補則

(実施細則)

第51条 この定款に規定するもののほか、協会の業務を執行するため必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行す

る。

2 協会の最初の会長は、笠原 隆 とし、最初の副会長は、山口 敏光 とし、最初の専務理事は、山下 紀己子 とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 4 1 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

【協会詳細情報】

役員名簿

役職	常勤 非常勤	氏名	役職名・勤務先
会長	非常勤	竹村 郡徳	中部近畿ブロック長・高田自動車練習所
副会長	非常勤	新井 敏彦	関東東北ブロック長・新宿自動車学校
理事	非常勤	井関 和則	北海道ブロック長・苗穂自動車学校
理事	非常勤	桐原 清見	中国四国ブロック長・吉田自動車教習所
理事	非常勤	中山 徹志	九州沖縄ブロック長・太陽自動車教習所
理事	非常勤	柴田 年輝	一般社団法人 日本自動車連盟交通環境部 部長
理事	非常勤	加藤 重樹	一般財団法人 日本交通安全教育普及協会 事務局長
監事	非常勤	山下 紀己子	元専務理事・福富自動車教習所
監事	非常勤	武田 茂	税理士法人KOA 興亜監査法人 税理士・公認会計士

【全自教所在地、WebSite、SNS等】

全国届出自動車教習所協会

所在地

〒170-0012 東京都豊島区上池袋3-47-9 ミットシビル5F

TEL : 03-5980-8026

FAX : 03-5980-8027

MAIL : office03@zenjikyo.com

インターネット関連

WebSite

<https://www.zenjikyo.com/>

Instagram

https://www.instagram.com/zenjikyo_todokede/

YouTube

<https://www.youtube.com/channel/UC8MYHwOB7KwBdsHIInLgAyg>

Twitter

https://twitter.com/zenjikyo_japan



WebSite



Instagram



YouTube



Twitter